

「事業承継税制を使って、お得に事業を引継ぐ」

もし、ご自身が事業を譲り受ける立場だとしたら、何歳に譲り受けたかったでしょうか。一般に後継者が経営力を発揮していくための準備期間として、少なくとも3年程度はかかると言われていています。今回は、会社を家族や親族に託す時の注意点や、後継者の事業継続などを要件とした相続税・贈与税の納付が猶予・免除される制度について、お話頂きます。親族内・親族外でも適用できますので、事業承継・後継者問題の解決に向け、気軽にご参加ください。

開催日時 **令和5年3月8日(水) 午後2時00分～午後4時00分**

会場 船橋商工会議所 船橋市本町1-10-10 6階602号室 参加費 無料 定員 40名

内容

第1部

事業承継税制の活用（株式会社クオリス、税理士事務所クオリス）

- 事業承継税制とは、後継者が中小企業の株式を相続や生前贈与で引き継いだときに、本来支払うべき多額の相続税や贈与税の納税を猶予する制度です。猶予された税金は、将来的に免除されることを想定しており、時限措置として新たに設けられた新制度で、令和6年3月までにアクションが必要です。
- 講師紹介 村本 政彦 氏
組織再編（会社分割・合併・株式交付・株式交換・株式移転・現物分配など）や事業承継税制、相続などを専門とする税理士事務所クオリスの代表



第2部

経営者保証を不要とする制度（千葉県事業承継・引継ぎ支援センター）

- 事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の紹介。一定の要件を満たせば、経営者保証不要で、金融機関から融資を受けられる可能性があります。また借入金の個人保証を解除できる可能性があります。

千葉県事業承継・引継ぎ支援センターの活動について

- 事業承継全般のご相談を無料、秘密厳守で受付しています。公正中立な立場で現状の確認、課題の抽出整理を行います。

問い合わせ・申し込み先

船橋商工会議所 業務課 椎名 宛 TEL: 047-432-0215
申し込み先 URL: <https://www.e-funabashi.com/?p=16095>
TEL: 047-432-0215 Email: kaiin@funabashi-cci.or.jp



3 / 8 (水) 事業承継セミナー 受講者情報 FAX 047 - 434 - 9559

事業所名 (屋号)			
E m a i l			
代表者名		TEL	
受講者名① <small>※代表者が出席する場合は記入不要</small>		受講者名②	

※ご提出いただいた情報は、船橋商工会議所または千葉県事業承継・引継ぎ支援センターからの連絡、情報提供に利用される場合があります。